

令和3年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和3年3月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	11番	堀田 繁樹
	13番	多賀 正和	14番	中島 一枝
	15番	近藤 和夫	16番	廣部 重嗣
	17番	家倉 和行	18番	保積 郷司
	19番	池田 美由紀	20番	松居 利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹

4. 議案等

報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による貸貸借の解約の通知について

- 議案第533号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第534号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第535号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第536号 農用地利用集積計画案について
議案第537号 土地改良事業参加資格交代承認について
議案第538号 長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について
議案第539号 長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱の一部改正について
議案第540号 農地台帳調査・公表等実地規則の廃止について

5. 議事録署名委員

11番 堀田 繁樹 15番 近藤 和夫

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和3年3月定例総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、医療従事者からワクチン接種が始まり、緊急事態宣言も近畿、東海など6府県では解除され、滋賀県のステージも1段階さがり、2の注意ステージとなりました。規制は緩和されてまいりましたが、リバウンドによる感染拡大となれば今までの努力、我慢も報われませんので、このまま収束に向かうよう、今後も気を引き締めて感染予防対策を徹底して行きたいと考えております。また、本日の議案にもございますが、申請手続きの見直しを行い、申請者の負担軽減、並びに接触機会の削減にも努めていきたいと考えておりますので、後ほどご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、2月26日をもって農業委員並びに農地利用最適化推進委員の募集を締め切りました。農業委員23名、農地利用最適化推進委員27名の推薦、応募をいただきましたので、今後は評価委員会、議会同意と手続きを進めてまいります。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、2月19日、常設審議委員会が大津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありませんでしたので、職員は出席しておりません。2月22日、先月に引き

続き、女性農業者の組織づくりに向けた意見交換会が開催されましたので、女性農業委員さんと会長に出席していただきました。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が1件、4条申請が2件、5条申請が13件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、要綱の一部改正が2本、規則の廃止が1本、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る3月3日に当番委員、13番の多賀正和委員、14番の中島一枝委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

(会長)

今月もまた、新型コロナウイルスの話になりますが、終息は全員にワクチンの接種後の経過をみてからだだと思います。そのような事から我々も感染対策をし、注意をしながら過ごしていかなければと思います。また、明日3月11日は10年前に東日本大震災がございました。震災から10年経ち、今、言われているのが南海トラフでございます。南海トラフは、30年以内に80%起こると言われていることから心配されていることだと思います。我々も農地があり、耕作が出来なくなることがないようにしたいものがございます。そういった中、社会的にも農産物の不況が続いております。日本の自給率というのは38%で、残り62%は全部海外からの輸入です。災害が起こりますと本当に大変な事になるのではないかと思います。また、この非常事態の中、農業委員会を進めていかなければならず、先日まで農業委員、推進委員のご選出いただきました事、厚く御礼申し上げます。任期が残り、3、4ヶ月という方もおられると思いますが、その後もOBとして、頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、11番の堀田繁樹委員、15番の近藤和夫委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年3月10日、長浜市農

業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田1筆、29㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は田、北は宅地です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和3年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、山ノ前町地先、田1筆、489㎡を家庭菜園にするために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東は宅地と道路、西と宅地、北は申請人所有田、南は雑種地です。形状は、現状の高さから1m程度盛り土される計画です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計32筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田32筆、37,330㎡の解約です。番号1と番号5については、議案第536号番号9と番号24の耕作目的にかかる解約、番号2から番号4までについては、議案第533号、番号1の耕作目的にかかる解約、番号27と番号28については、議案第536号の番号1と2の耕作目的にかかる解約です。なお、番号27と番号28については、レーク伊吹農協の円滑化による利用権において、耕作者の変更のための解約です。番号6と番号7は相対による解約です。番号8から番号14までは、農地中間管理事業における解約です。番号15から番号26と番号28までは、レーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。番号29から番号32までは、転用目的にかかる解約です。そのうち番号30から32までは、議案第535号の番号1と番号13にて、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第533号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第533号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が1件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、小谷郡上町地先の田1筆、2,995㎡、湖北町別所地先の田1筆、658㎡、湖北町留目地先の田1筆、1,006㎡、合計4,659㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田で現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近で耕作を行う予定の譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第533号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第533号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第533号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第534号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局か

ら説明をお願いします。

(事務局)

議案第534号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年3月10日。長浜市農業委員会会長名。

議案第534号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる2月19日に、農地等調査委員会の將亦委員長、14番の中島一枝委員、17番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年3月3日に13番の多賀正和委員、14番の中島一枝委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、余呉町中之郷地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、余呉町中之郷地先、畑、343㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西と南は道路、北は宅地と農地です。

写真をご覧ください。申請地は一部造成されております。これは、申請人の先代が約20年ほど前に農業用倉庫として建築され、現在に至っております。申請人は、現在県外に居住しており、今回、定年退職を機に故郷に戻り、住宅を建設する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、新庄中町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦

した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和3年1月28日付け長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、新庄中町地先、田、747㎡の内330㎡、転用目的を漁業者が建てる一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と南は所有農地、北は、用悪水路です。

写真をご覧ください。申請者は、申請地の東側に居住し漁業を営んでいます。今回、現在居住する住居の老朽化に伴い、新しく住居を建設する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第534号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(池田委員)

番号2についてお聞きします。あえて漁業と表示してあることについては、農業との違いはあるのでしょうか。

(事務局)

ご説明いたします。よく一般住宅と農家住宅についてご説明をさせていただく事はありますが、今回、この場所は市街化調整区域となり、家を建てるのには基本的には開発許可が必要になります。農業者の場合、農家住宅ですと許可が不要となり、同じく漁業者についてもその資格がある方は許可不要となります。しかしながら、農家住宅ではないので一般住宅と記載しておりますが、土地計画法の取り扱いの関係で漁業者と併記しております。ご理解の程よろしくお願いたします。

(池田委員)

分かりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第534号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第535号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第535号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第535号につきましては、今月の締切までに13件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついていす案件につきましては、先の議案第534号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、口分田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、既存の施設の拡張に係る部分の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えない場合、例外的に許可できます。今回既存面積が約12,000㎡対して拡張面積が4,477㎡ですので、許可相当と判断しています。申請地は令和2年8月21日付け長浜市公告第156号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、口分田町地先、田、4,477㎡、契約内容は売買で、転用目的を工場用地とした申請です。周囲の状況

は、東と北は用悪水路、西は農地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側に本社を置き、麻織物、合繊織物等を製造、販売等を営んでいる法人です。今回、事業の拡大に伴い工場の新設を計画され、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、3は関連がありますので、併せて説明させていただきます。八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。本案件の事業計画は、宅地2筆と畑3筆で1,810㎡であり、そのうち農地転用が必要な筆だけ申請されたものです。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

先ほど事務局から説明がありましたが、番号2、3については関連がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号2、3は、土地の表示、八木浜町地先、畑、596㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東と南は道路、西は道路と農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内で建設業を営んでおり、仕事先が北は木之本方面、南は彦根方面の仕事が増え、交通の便がよいところに資材置場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、小谷美濃山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、小谷美濃山町地先、畑、115㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地と農地、西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の北側で建設業を営んでいます。今回事業拡大に伴い従業員、来客者の駐車場がより多く必要となったことから、駐車場を増設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、曾根町地先、田、509㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は転用許可済農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は不動産業を営んでいます。今回、申請地の南側に共同住宅の建設を予定されていますが、敷地内には各住宅1台ほどの駐車スペースしかなく、近隣で住居者の家族、来客者が駐車できるように駐車場の増設を計画され、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、七条町地先、畑、254㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南は宅地、西と南は水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されています。これは、譲受人が平成元年頃に農地として管理ができないため造成され現在に至ったものです。譲受人はお茶の販売業を営んでいます。今回、店舗敷地に従業員の駐車場がないため店舗近くに駐車場の整備を計画され、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、相撲庭町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、相撲庭町地先、畑、460㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場及び庭とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と北は宅地、南は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在市外に居住され、申請地北側の住居を購入し居住されます。今回、購入する住居敷地には駐車場スペースがなく、住居の近くに駐車場と庭を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、本庄町地先、田、70㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は譲渡人所有農地、南は譲受人所有農地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地に東側の隣接地に居住しています。今回、居住地の北側県道の拡幅工事に伴い、住居敷地を提供するため駐車場スペースが狭くなり、住居近くで駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、富田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、富田町地先、田、324㎡、契約内容は売買で転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地、西は用悪水路、南と北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の西側400mに居住し、父親が役員をする介護事業所に勤務をしています。今回、介護事業所が事業拡大し、事業所の増設に伴う駐車場スペースが不足するため駐車場の増設し事業所に貸す計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人とはなしがまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号10、高山町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につ

きましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、高山町地先、畑、232㎡、契約内容は売買で転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は山林、西と北は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の北側に居住し山林を所有しています。今回、山林の間伐をする際に、発生する樹木を管理する資材置場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号11、五村地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、中島委員よりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号11について報告します。航空写真をご覧ください。番号11は、土地の表示、五村地先、田、2,151㎡、畑、92㎡、計2,243㎡、契約内容は賃貸借で転用目的を店舗用地とした申請です。周囲の状況は、東は雑種地と水路、西は農地、南と北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、本社が石川県にあり、北日本を中心にドラッグストアを展開している法人です。今回、湖北地域で新店舗を出店する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号12、加田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。申

請地は令和3年1月28日付け、長浜市公告第18号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員さんよりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号12について報告します。航空写真をご覧ください。番号12は、土地の表示、加田町地先、畑、83㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場及び資材置場とした申請です。周囲の状況は、東と北は農地、西は宅地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の西側に居住しています。今回、現在使用している資材置場への進入路が狭く、通行の便がよい場所に資材置場と駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号13、木之本町黒田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、中島委員さんよりご報告をいただきます。

(中島委員)

番号13について報告します。航空写真をご覧ください。番号13は、土地の表示、木之本町黒田地先、田、155㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は譲受人農地、西と南と北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住し、家族が運送業を営んでいます。今回、業務に必要なトラックの十分な駐車スペースが自宅敷地にはなく、集落内で駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第535号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣田委員)

第1種農地の場合、例外的に認められるというものは集落に接続しているということ条件があると思うのですが、今回の第1種農地は全てそのようなかたちになっているのですか。

(事務局)

まず申請番号1は、拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1まで拡張できるという例外規定に該当し、あと申請番号9と12も第1種農地ですが、こちらにつきましては申請に係る土地の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置していることから例外規定に該当し許可相当と考えております。

(廣田委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(布施委員)

申請番号7と10についてお聞きします。申請地の1筆内に高い石垣があったと思うのですが、埋められるのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

まず7番につきましては写真をご覧ください。こちらにつきましては、今後、この住宅に居住されるということで、石垣のあるところが一段高くなっておりますが、低くなった所の一部は庭に、一部は駐車場にされます。基本的にはこちらにはほぼ木を植えられただけで、砂利を敷き自然浸透で駐車スペースをいうことなので、地上げというのとはほぼないとお聞きしております。次、申請番号10になりますが、こちらについても現状が畑として利用できる状況ではあるのですが、基本的にはこの状態で裏の山から伐採した木を下してくるということで、ほぼ現況のまま使用されます。こちらにつきましても大規模な地上げはなく、必要に応じて砂利を敷くこともありますが、現状としてはこのままで使用したいとのことです。

(布施委員)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。16番の廣部重嗣委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第535号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第536号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第536号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。

今月は、相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地利用集積円滑化事業による利用権の案件、農地中間管理事業による利用権の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手22人に対して借り手が7人で、筆数は42筆、合計の面積で、91,302㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6名、取得者5名、筆数は9筆、面積は11,676㎡を所有権移転される計画です。次に、農地利用集積円滑化事業による利用権の移転につきましては、以前に円滑化団体であるレーク伊吹農協さんがいったん借り受けて、他の耕作者に10年の期間で利用権設定されていたものを期間途中で耕作者の変更があり、残余期間の5年から6年について1人の借り手に2筆、5,009㎡を利用権設定される計画です。最後に、農地中間管理事業による利用権の案件につきましては、貸し手が8名、借り手が滋賀県農林漁業担い手育成基金であり、筆数は26筆、面積46,073㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後ろが利用権設定について、と記載されている番号1から番号42につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。次にタイトルの後ろが所有権移転と記載されている番号1から番号9までにつきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。次に、タイトルの後ろが利用権移転となっており、備考欄に円滑化と標記されている番号1と番号2については、レーク伊吹農協と地元農業者、農地所有適格

法人と利用権設定される計画です。

最後に、タイトルの後ろが利用権設定について、となっており、備考欄に農地中間管理事業と標記されている番号1から番号26までについてが、所有者と借り手である滋賀県農林漁業担い手育成基金が利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第536号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。13番の多賀正和委員、17番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第536号農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第537号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第537号土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました38件、姉川沿岸土地改良区から提出のありました1件、早崎内湖土地改良区から提出のありました43件、合計82件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第537号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員、8番の將亦富士夫委員、19番の池田美由紀委員以外にはないと思われ
ますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第537号土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業
委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に
通知することといたします。

(会長)

次に議案第538号、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱
の一部改正について、議案第539号長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用
に関する届出取扱要項の一部改正について、この2議案は申請事務の見直しに係る要綱の
一部改正で関連がありますので、見直しの具体的な内容と併せて事務局から説明をお願い
します。

(事務局)

議案第538号、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部
改正について、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部
を改正する要綱を次のように制定する。令和3年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

続きまして、議案第539号長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関す
る届出取扱要綱の一部改正について、長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転
用に関する届出取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。令和3年3月10日提
出、長浜市農業委員会会長名。

この2議案を上程させていただきました理由についてご説明させていただきます。この2
議案に係る、農業委員、農地利用最適化推進委員の確認書の取り扱いについて、案と、
次にご説明させていただきます、議案第540号の規則の廃止、協議事項でご協議いただく、
現地調査時における申請者立会の取り扱いについて、案につきまして、申請事務等の見直
しを行うことを目的として、2月開催の農地等調査委員会でご協議をいただき見直しを行
うご決定をいただいたことを受け今回総会でのご協議、議案審議をいただくものです。

まず、議案第538号の裏面、農業委員、農地利用最適化推進員の確認書の取り扱いについ
て、案をご覧ください。内容について読ませさせていただきます。

農業委員、農地利用最適化推進委員の確認書の取り扱い、案について。

1、現状について、農地の権利移動3条、農地転用4、5条の申請等に際し必要な書類につ

いては、法定添付書類の他、農地法関係事務資料集掲載の県通知等で定める書類を徴することとしていますが、長浜市農業委員会では、これらの書類の他、住民票、隣接土地所有者同意書、自治会長の同意書、地元農業委員、推進委員の確認書等を徴する扱いとしています。しかしながら、これら法定添付書類については、農地法関係事務処理の迅速化及び適正化等についてより、特に審査を要する場合以外は提出させないよう指導の徹底を求められており、特に住民票、隣接土地所有者同意書、自治会同意書、各委員確認書を不適切事例として列挙されており、平成30年度より徴しないものとして滋賀県より通知がなされております。この中で時に各委員確認書類については、現地を熟知している各委員に現地を確認いただくことにより、総会での慎重審議が円滑に図れるものとして確認書の添付をもとめているものです。

2、今後の取り扱いについて、1で述べたようにこれまでは各委員確認書の提出を求めておりましたが、本市においては、2度の合併により1委員あたりの担当面積も広くなり、現地を熟知している地域ばかりとは言えないことに加え、申請に係る現地調査にも時間がかかり、申請間近に確認印を求められることや印鑑の押印のみ求められるケースもあるとお聞きしており、その対応に苦慮されていることと思います。こうしたものを踏まえ、これからは慎重審議を図る観点から各委員の確認行為は引き続き必要なものであると考えますが、国や県の指導も考慮し、また、各委員と申請者の負担軽減ならびに新型コロナウイルスの感染防止の観点から農業委員、農地利用最適化推進委員確認書は廃止し、確認行為は次の流れでいきたいと思っております。なお、住民票は土地所有者の住所が登記事項証明書と異なる場合の確認として、隣接土地所有者と自治会長の同意については、転用許可後の転用項を滞りなく行っていただくためと、隣接農地の被害防除対策等の確認に必要と認められるため、今後も添付を求める取り扱いとします。

3、申請確認の流れとして。まず1番目、申請書が事務局に提出をされます。原則毎月15日が締め切りとなります。2番目、申請書の内容の確認を事務局にて行います。3番目に担当委員宛に申請書の写しを送付。こちらは確認後、速やかに原則郵送により送付をさせていただきます。農地利用最適化推進の担当地域につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員双方に申請書の送付をさせていただきます。4番目、担当員が現地を確認していただきます。この際、農地利用最適化推進委員の担当区域の場合は、可能な限り農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をして、農業委員さんが確認結果をご報告いただきたいと思います。そして5番目、確認結果を、事務局にご報告していただきたいと思います。こちらの締め切りを原則毎月21日の午前10時までにさせていただきます。理由といたしまして、毎月原則21日に10時以降から、農地等調査委員会当番員協議を行うためで、それまでにご報告をいただきたいと思います。原則、電話での報告をお願いします。もし委員さんのご都合によりこの期日までに確認報告ができない場合は、その旨を事務局にご報告いただくという取り扱いにしたいと思います。実施時期につきましては、本日ご決定をいただければ4月1日以降ということになり、締切日が毎月15日ということもございますので、令

和3年4月16日以降の申請分から取り扱いをして、令和3年6月の総会案件から適用することとしたいと思っております。

以上のことより令和3年4月から確認書を廃止することとしたいと思います。これを受けまして関係する2つの要綱の一部を改正するものです。改正内容については、それぞれの議案に記載したとおりで、具体的には、添付の要綱に赤字で記載したところが改正部分となります。

まずは議案第538号、田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱をご覧ください。第5条第2項第9号が確認書の記載されている部分で、赤字の2重線取り消し線でお示ししております。この第9号を削除し、次の第10号を第9号にします。次に、先ほどの第9号を削除することで同時に削除された様式第5号に代わり、第8条にある様式第6号が様式第5号に、第9条にある様式第7号が様式第6号とかわります。

次に様式第1号、その2、の下にあります添付書類の9、様式第5号を削除します。次に、全ページ赤次字の様式第5号を廃止し、様式第6号を様式第5号に、様式第7号を様式第6号にそれぞれ変更を行うものです。

次に議案第539号農業用施設に供するための農地転用届出取扱要綱をご覧ください。第4条第2項第10号が確認書の記載されている部分で、赤字の2重線取り消し線でお示ししております、この第10号を削除し、第11号を第10号にします。

次に、先ほどの第10号を削除することで同時に削除された様式第4号に代わり、第7条にある様式第5号が様式第4号に、第8条にある様式第6号が様式第5号とかわります。次に、様式第1号、その2の添付書類の10、様式第4号を削除します。次に、全ページ赤次字の様式第4号を廃止し様式第5号を様式第4号に、様式第6号を様式第5号にそれぞれ変更を行うものです。

事務の見直しの内容と、それに伴う議案の説明は以上となります。

(将亦委員)

ただいま事務局からの説明通りでございますけど、先月の定例総会后、農地等調査委員会を行い、このようなかたちになった理由と要綱の改正の必要性の提案を受けまして、各委員が了承をさせていただいて、本日、事務局からの提案をさせていただいております。

(事務局)

一点、追加説明をさせていただきます。今回、改正をさせていただくそれぞれ取り扱いにつきましては、原則毎月21日に行われます農地等調査委員会の当番委員協議に申請のあった全ての案件をかけさせていただき、そちらでご審議をいただくというという取り扱いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第538号、並びに、議案第539号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(保積委員)

先月の農地等調査委員会の際に気になった事なのですが、田畑転換形状変更の確認書の取り扱いという様式ですが、農地転用の届出書の確認書も廃止されるとのことで事務局の負担も多いと思いますが、県の指導等があり致し方ないと思います。現状もそうなのですが、申請書を事務局に十分に確認をしていただくことになっており心配はないと思います。農業委員としては捺印等がなくなり事務的には少し簡素化したように思いますが、申請された地区の書類については事務局の説明にありましたように、担当地区の農業委員に確認をしていただく事になっております。どのように行っていくのかは、地元の推進委員と連携を取っていただき、現地を確認していただき事務局に連絡をしていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今、ご説明していただきましたが、県の指導としましては申請者の負担軽減ということと、確認は、農業委員の業務として行うべきものと指導がございます。新型コロナウイルスの関係で接触機会の削減も含めて、確認印を求められることがなくなりますが、業務として確認をしていただくこととなります。よろしく願いいたします。

(会長)

他にございませんか。

(西橋委員)

今までは申請される方が持ってこられましたが、今後は事務局に提出をされ、事務局から16日から20日の間に、資料等を全てコピーしてそれぞれの農業委員、推進委員のところへ郵送されるのですね。

(事務局)

お答えします。原則15日に締め切らせていただいたものは、16日には間違いなく送らせていただくことになろうかと思いますが、15日が金曜日ですと18日の月曜日になります。早く出てきたものに関しては週間単位ぐらいでまとめて早めに送らせていただきます。やはり最後にまとめると、委員によってはかなりの件数を一度に見ていただく事になると思いますので、お預かりしたもののから委員の方へ郵送させていただきます。どうしても15日

が一番多いので、申し訳ありませんがその分だけは16日以降になりますので、よろしくお願ひいたします。

(会長)

16日からの20日までの5日間で現地等調査を行い、事務局に報告をするという事ですね。

(事務局)

15日に出されたものに関しては期間が短くなりますが、運用を始めて、どうしても期間的に厳しいということになれば、農地調査委員の方でご協議をいただき、変更することもあろうかと思いますが、まずは現況のままのスケジュールでやらせていただきたいと思います。4月以降よろしくお願ひいたします。

(將亦委員)

委員の皆様には現地等調査を行っていただく業務が増え、報告までの期間について心配されておりますが、原則毎月21日、10時より調査等当番委員協議をおこないますので、15日が金曜日の場合については発送が遅れますが、当番委員協議までによろしくお願ひいたします。

(会長)

他にございませんか。

(廣田委員)

現地調査時、申請者不在のまま調査させていただく事になりますので、申請者の方への現地調査の説明をお願いしたい。

(事務局)

はい。申請者側へご説明をさせていただきます。また、農業委員証という身分証明書をお渡ししていると思います。農業委員会等に関する法律の報告調査等という項目がございます。基本的に農業委員、推進委員につきまして農業委員会法で法の規定に基づく調査はできるということになっております。裏面に印刷してありますので、こちらを携行いただき、お尋ねされるようなことがあれば、農業委員、推進委員だと名乗っていただければと思います。よろしくお願ひします。

(会長)

心配なこともあるとは思いますが、我々も帽子や腕章等ありますのでご活用いただければと思います。

他にご質問はございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

まずは、案第538号長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱の一部改正について、事務局案どおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、事務局案どおり改正することとします。

(会長)

次に、案第539号長浜市農業委員会農業用施設に供するための農地転用に関する届出取扱要項の一部改正について、事務局案どおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、事務局案どおり改正することとします。

(会長)

次に、議案第540号農地台帳調査、公表等実施規則の廃止について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第540号、農地台帳調査、公表等実施規則の廃止について、農地台帳調査、公表等実施規則を廃止する規則を制定する。令和3年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

農地台帳調査、公表等実施規則を廃止する規則、農地台帳調査、公表等実施する規則、平成27年長浜市農業委員会規則第1号を廃止する。

附則、この規則は令和3年3月31日に廃止する。この規則の廃止につきましては、令和2年10月総会におきまして、8・1調査を令和3年度より廃止することについて、ご承認をいただいたことを受け、8.1調査を行うために制定した本規則を廃止することについて、ご議決をいただきたいと思います。

(会長)

ただいま説明のありました議案第540号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第540号、農地台帳調査、公表等実施規則の廃止について、事務局案どおり廃止することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、事務局案どおり廃止すること

とします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項ですが、協議事項が1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、協議事項1、現地調査時における申請者立会の取り扱いについて、をご説明させていただきます。

こちらにつきましても、先ほどご議決いただきました、3つの議案と同様に事務等の見直しの一環でありまして、先月の農地等調査委員会でご協議いただき、見直していくことをご決定いただいたものです。

それでは、現地調査時における申請者立会の取り扱いについて、案をご覧ください。

1、現地調査の現状。現地調査については、総会にて審議を行う際に、申請書ならびに事前聞き取りだけではわかりにくい点などを直接申請者から伺うということで、特に隣接農地の被害防止や排水計画、申請面積が過大ではないかなど、総会審議に慎重を期するため、農地法の規定はないものの、現地にて申請者に説明を求める方法で現地調査を実地しております。調査は原則毎月3日とし、農業委員2名と事務局が申請者立会のもと現地の状況確認と、聞き取りを行っています。現地調査を行うため準備としては、申請受付後、事務局にて申請内容の確認、書面審査と現地の事前確認を行った後、原則毎月21日に事前審査委員会当番委員協議にかけた後、現地調査案内を申請者に送付しています。立会当日は、申請地の境界や排水計画等申請内容を申請者より聞き取っており、立会日時は平日の日中で、当方の指定した時間、立会時間10分程度で行っております。

2、現地調査時の課題。現地調査における立会は、申請者本人が立ち会う、家族が代理で立ち会う、業者が代理で立ち会う等の対応を行っていただいております。本人もしくは家族が休暇を取得して立ち会う必要があることや業者への追加の費用等負担の問題等、改善を求める声も少なくありません。このことから、一部の申請者の中には都合がつかずに欠席するものや、連絡もなく欠席するもの、当日時間の変更を求めるものなど、現地で聞き取りができない事案や、時間変更に伴い、他の立会に影響が及ぶ場合もあります。しかしながら、特に罰則的なものもなく、当日時間を変更し立会を行うか、後日事務局で状況の確認を行い、担当委員に報告するに留まっております。また、立会に参加していただけたとしても、内容については業者に任せているから詳しくはわからない、息子に立会をしてくれと言われただけで何もわからないなど、立会で必要な聞き取りができない事案が時々見受けられ、事務局にて説明を行っています。年間申請数の約3分の1強を占める顛末案件については、その前に農地等調査委員会当番委員協議にかけ、十分審査を行い通常案件とし

ており、立会を行っても必要書類の内容を再確認するにとどまっています。

3、今後の取り扱いについてですが、現地調査時の課題からみえるように、事前に申請内容を確認と申請時における申請者からの事前聞き取りを十分に行い、現地確認で立会時に事務局が担当委員に十分な説明ができれば、申請者に立会を求めなくても十分慎重審議が行えるものと考えられます。また、面積が大きな案件については、そのほとんどが都市計画法の開発許可や指導要綱の対象となっており、要件処理の段階で排水計画等必要な措置について協議がなされていることから、立会を求めなくても市内部で十分な検討、協議がなされており現地調査時に担当委員に十分な説明が行えるものと考えられます。こうしたことから、申請者の負担が軽減されることに加え、農業委員、事務局の事務等の負担の軽減も図れ、コロナ渦の中、接触機会の削減等感染防止の観点からも原則申請者の立会を求めないこととしますが、全案件について農地等調査委員会の事前審査会にて内容を精査し、特に必要と認める案件についてのみ申請者の立会を求めるものしたいと思います。

実施時期については、本日ご決定をいただきましたら令和3年4月1日からとし、次の4月の現地立会から実施したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました現地調査時の申請者立会について、ご意見ご質問を求めます。ございませんか。

(大塚委員)

今まで通り現地確認は行い、立会時の説明が事務局がされるということですか。

(事務局)

はい、そうです。現地立会は今まで通り委員2名と事務局で行いますが、現地での説明は事務局がし、申請者側の立会はないということです。

(会長)

他にございませんか。

(近藤委員)

少し心配になるのですが、現地調査時、事務局への質問等に答えていただけなかった場合、後日対応になると思いますがどのようにされるのですか。

(事務局)

はい、お答えします。皆様も一度は現地調査を行っていただいておりますのでご理解い

ただけだと思うのですが、総会の前日、もしくは2日前頃に打ち合わせをさせていただきます。それまでに事務局から申請者側に委員からの質問内容を確認して、その場でお答えをするという取り扱いをさせていただきます。まず、その場でお答えできない事がないよう十分に事前確認しますが、それでもできない場合は、前日までにご報告をさせていただく取り扱いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、事務局案どおり申請者の現地立会について、原則廃止とします。

次に、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年3月農業委員会報告事項について説明させていただきます。

2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

3点目、令和3年4月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年4月12日、月曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

4点目、令和3年4月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年4月5日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は、15番の近藤委員、16番の廣部委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

5点目、令和3年3月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年3月22日、月曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、7番の八若委員、18番の保積委員です。よろしくお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。他にご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)